

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	一関市 03209
地域名 (地域内農業集落名)	徳田・砂子田地区 (第24区～第31区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	350.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	350.4 ha
② 田の面積	178.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	158.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.6 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	40.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	25.7 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>認定農業者等の経営体の耕作面積は約26%(92.2ha)となっており、今後の集積意向も約28%(98.8ha)程度となっている。</p> <p>中山間地域等直接支払制度に取り組む協定農用地面積は、約43%(146.0ha)となっている。</p> <p>地区内の担い手は法人や個人の認定農業者等であるが、法人の構成員や認定農業者が高齢化しており、若いオペレーターの確保や新たな担い手が必要になっている。</p> <p>近年、カモシカ、ニホンジカ、イノシシ等の農作物被害が多くなっており、被害防止対策について検討する時期になっている。</p> <p>一部の農地は中山間地域特有の、耕地面積が狭く法面が広い農地のため、効率が悪く受け手がいない状況である。</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者:認定農業者14経営体(うち農業法人等8経営体)、認定新規就農者1経営体 主な作物:水稻、麦類、大豆、そば、ピーマン、きゅうり、ねぎ、りんご、花き、繁殖牛、酪農、肉養鶏</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人等が担うが、農地中間管理機構を活用してさらなる農地の集約化や、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進して若返りを図る。</p> <p>農業生産が困難な土地については、景観作物の作付けを行うなど農地の保全に向けて多様な利用を検討する。</p> <p>一部の農地においては、麦類、そば等の有機栽培を行う。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農業法人等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	26.3 %	将来の目標とする集積率	85 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
生産基盤である農地が持続性を持って最大限利用されるよう、土地の特性に合わせた対策をしながら、農地バンクによる農地の集積・集約化の取組を加速化していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用し、入り作を希望する法人、認定農業者等や認定新規就農者の受け入れを促進しながら農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
将来の農地の集約化のため、農地の所有者は出し手、受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備への取り組みについて話し合いを行っていく。 基盤整備事業実施地区については、排水施設の改良により省力化を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
経営体の世代交代や新規就農者の育成の取り組みを推進することで、経営体の若返りを図る。 兼業農家や定年帰農者等も担い手に位置付け、農地の集積を支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
水稻の無人ヘリコプター防除や、乾燥調製施設、野菜の共同選果場の利用、担い手の農業用ドローンによる防除等により、農家の負担が軽減され営農継続が図られる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業や市の有害獣侵入防止柵設置事業補助金を活用し、鳥獣による農作物被害を軽減する。
- ②地区内で栽培する麦類、そばについては有機栽培や減農薬、減肥料栽培で付加価値の高い商品を栽培する。
- ③スマート農業を活用することにより、農作業における省力、軽労化を更に進められる事が出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待される。
- ④海外展開する株式会社オヤマ系列の養鶏場が立地していることから、取り組みを位置づける。
- ⑤地区内のりんご園については、各種補助事業を活用し計画的な品種更新を行い経営の安定化を図っていく
- ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理を行い、農地の耕作放棄地化を未然に防止する。
- ⑧必要に応じ農業機械格納庫や選果場、集荷場を建設し経営の安定化を図っていく。
- ⑨飼料作物を地区内の畜産農家に供給して、家畜排せつ由来堆肥は地区内の生産者に供給する仕組みを構築していく。
- ⑩農業経営基盤強化準備金制度の活用について位置付ける。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
1	別紙のとおり								
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
計			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	いわて平泉農業協同組合	農薬散布	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
1	到達	水稻等	1.2 ha	ha	水稻等	1.2 ha	ha	1	
2	到達	水稻等	2.2 ha	ha	水稻等	2.2 ha	ha	2	
3	認農	水稻、そば、飼料用米、野菜	53.4 ha	ha	水稻、そば、飼料用米、野菜	60.0 ha	ha	3	
4	認農	小麦、大麦、そば、飼料用米	5.3 ha	ha	小麦、大麦、そば、飼料用米	5.3 ha	ha	4	
5	到達	水稻等	2.6 ha	ha	水稻等	2.6 ha	ha	5	
6	認農	水稻、酪農	3.4 ha	ha	水稻、酪農	3.4 ha	ha	6	
7	認農	水稻、そば、飼料用米、野菜	3.2 ha	ha	水稻、そば、飼料用米、野菜	3.2 ha	ha	7・14	
8	到達	水稻等	1.5 ha	ha	水稻等	1.5 ha	ha	8	
9	認農	水稻、大豆、飼料用米、繁殖牛	2.6 ha	ha	水稻、大豆、飼料用米、繁殖牛	2.6 ha	ha	9	
10	認農	肉養鶏	2.8 ha	ha	肉養鶏	2.8 ha	ha	10	
11	到達	水稻等	0.2 ha	ha	水稻等	0.2 ha	ha	11	
12	認農	水稻、花き	1.0 ha	ha	水稻、花き	1.0 ha	ha	13	
13	認農	飼料用米、飼料用米、飼料用米	3.0 ha	ha	飼料用米、飼料用米、飼料用米	3.0 ha	ha	15・16	
14	認農	水稻等	1.1 ha	ha	水稻等	1.1 ha	ha	17	
15	認就	野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.4 ha	ha	18	
16	認農	野菜	0.4 ha	ha	野菜	0.4 ha	ha	19	
17	認農	水稻、野菜	1.7 ha	ha	水稻、野菜	1.7 ha	ha	20	
18	認農	野菜	0.8 ha	ha	野菜	0.8 ha	ha	21	
19	認農	りんご	5.5 ha	ha	りんご	5.5 ha	ha	22	
20	認農	肉養鶏	0.0 ha	ha	肉養鶏	0.0 ha	ha	-	
	計	20経営体	92.2 ha	0.0 ha		98.8 ha	0.0 ha		

徳田・砂子田地区目標地図

